

令和7年12月19日  
環境森林部  
廃棄物・リサイクル課 不法投棄対策第一係  
電話：027-226-2865 内線：2865

## 館林市内に堆積する土砂等の分析結果について

館林市青柳町及び諏訪町地内に堆積する土砂等について、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（県土砂条例）に基づき採取・分析した結果、県土砂条例で定める基準値を超えるふつ素が検出されました。

### 1 土砂等を採取した場所及び分析結果

#### (1) 館林市青柳町地内

9検体中9検体でふつ素の基準値超過（最大値：2.5mg/L）

#### (2) 館林市諏訪町地内

8検体中6検体でふつ素の基準値超過（最大値：1.0mg/L）

※ ふつ素の基準値：0.8mg/L（土壤溶出量）

### 2 今後の対応

- ・ 県土砂条例に基づき、検査結果を各現場の周辺住民の方々に情報提供するとともに、土砂等を堆積させた者に対し、土壤の汚染を除去する措置等を命ずることを検討します。
- ・ 飲用としての井戸水の使用有無等、現場周辺の生活環境への影響を調査します。

### 3 ふつ素による人体への影響について

ふつ素を摂取した時の影響については、「日本水道協会、上水試験方法解説編2001」では、急性の影響ができる最小経口量は1mg/kg（体重）/day（日）以上であるとの報告が紹介されています。たとえば、仮に体重50kgの方が、1日に50mgのふつ素を摂取すれば急性の影響の発現が始まる可能性があると考えられます。今回の検出結果（最大値2.5mg/L）の濃度の水を飲むとすれば1日に20Lとなります。また、通常、人は一日あたり2リットル程度、飲用すると言われています。

一般に、ふつ素が影響する地下水の範囲については、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（環境省）」では、半径250メートル以内とされています。

のことから、今回基準値超過が確認された土砂等による周辺住民の方々の健康への影響は低いと考えられますが、念のために青柳町及び諏訪町地内の井戸水を飲用しないよう周知を図ります。